

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	03-5388-0567	午前9時～午後7時 (土曜・日曜日、祝日含む毎日)
あきる野創業・就労・事業継承支援ステーション Bi@Sta	042-518-7778	午前10時～午後5時 (第2水曜日・土曜・日曜日、祝日を除く)

**雇用調整助成金**

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。

○助成内容 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成

○その他 詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

ハローワーク助成金事務センター	03-5337-7418	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
-----------------	--------------	-----------------------------

**小学校休業等対応助成金**

小学校などが臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に助成されます。

○申請期間 9月30日まで

○その他 詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時 (土曜・日曜日、祝日を含む毎日)
-----------------------------	--------------	-------------------------------

**飲食事業者の業態転換支援事業**

大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が新たなサービスにより売上を確保する取組(テイクアウト・宅配・移動販売など)に対し、経費の一部が助成されます。

○限度額(助成率) 100万円(4/5以内)

○対象期間 交付決定から令和3年1月31日まで(ただし、着手日(契約・発注日)から最長3か月間)

○その他 詳細は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページでご確認ください。

(公財)東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当	03-5822-7232	午前9時～午後4時30分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
------------------------------	--------------	--------------------------------

**東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金**

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、自主的に休業する理美容事業者に対し、給付金が支給されます。

○要件 令和2年4月30日から5月6日までの間、自主的に休業を実施すること

○給付額 15万円(2店舗以上有する事業者は30万円)

○受付期間 6月15日まで

○その他 詳細は、東京都産業労働局の専用ホームページでご確認ください。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	03-5388-0567	午前9時～午後7時 (土曜・日曜日、祝日を含む毎日)
----------------------------	--------------	-------------------------------

**子どもたちに食事の提供を行う事業者等への補助**

「子どもの食の確保」への緊急対応として、食事の提供(子ども食堂などで調理・用意したお弁当や食材の配布または宅配でお弁当を子どもの自宅へ届けるなど)を行う事業の経費を補助します。

○対象期間 令和2年5月7日～5月31日(交付申請は5月29日まで)

○補助金額 上限10万円

○その他 詳細は、市ホームページでご確認ください。

☎子ども政策課 子ども政策係	042-518-7854	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
----------------	--------------	-----------------------------------

**IT導入補助金**

サービスデザイン推進協議会	0570-666-424 (IP 042-303-9749)	午前9時30分～午後5時30分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
---------------	-----------------------------------	-----------------------------------

**事業継続緊急対策(テレワーク)助成金**

東京しごと財団 雇用環境整備課職場環境整備担当係	03-5211-2397	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
--------------------------	--------------	-----------------------------

**《融 資》****新型コロナウイルス感染症特別貸付**

売上の減少など業況が悪化している個人事業主、中小企業者に対し、無担保で融資が行われます(「特別利子補給制度」を併用することで、当初の3年間は実質無利子)。

日本政策金融公庫 立川支店	042-524-4191	午前9時～午後3時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
---------------	--------------	-----------------------------

**新型コロナウイルス対策マル経**

商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です(「特別利子補給制度」を併用することで、当初の3年間は実質無利子)。

あきる野商工会	042-559-4511	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
---------	--------------	-----------------------------

**新型コロナウイルス感染症対策緊急融資など**

※融資のお申込みは、都内各金融機関で受け付けます。

○新型コロナウイルス感染症対策緊急融資 感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少などの要件を満たす事業者の方が対象です。

※「感染症対応融資(全国制度)利子補給制度」の併用により、融資額1億円まで当初の3年間は実質的な無利子となります。

○新型コロナウイルス感染症対策緊急借換 感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用があるなどの要件を満たす事業者の方が対象です(借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資)。

※「感染症対応融資(全国制度)利子補給制度」の併用により、融資額1億円まで当初の3年間は実質的な無利子となります。

○危機対応融資 売上15%以上減少などの要件を満たし、危機関連保証の区市町村の認定を受けた事業者の方が対象です。

※「感染症対応融資(全国制度)利子補給制度」の併用により、融資額1億円まで当初の3年間は実質的な無利子となります。

○感染症対応融資(全国制度) 新型コロナウイルス感染症対策緊急融資・緊急借換等を活用して、全国一律で実施する利子補給制度です。

東京都産業労働局 金融部金融課	03-5320-4877	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
-----------------	--------------	-----------------------------

**セーフティネット保証(4号・5号)・危機関連保証**

突発的災害、業況の悪化、大規模な経済危機による信用の収縮などにより、売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額を保証する制度になります。

☎商工振興課 商工振興係	042-558-1867	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
--------------	--------------	-----------------------------------

**中小企業振興資金・小口零細企業保証資金融資**

商品、原材料、仕入れなどに要する運転資金や機械器具購入などに要する設備資金の融資をあっせんし、さらに利子補給を行っています。また、開業を予定している方や開業後間もない方への支援も行います。

☎商工振興課 商工振興係	042-558-1867	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
--------------	--------------	-----------------------------------

**小規模事業者経営改善資金(マル経融資)**

あきる野商工会の推薦に基づき融資される無担保・無保証の公的融資制度があります。市では、支払った利子の一部を補助します。

あきる野商工会では、マル経融資の他にも、国民金融公庫および東京都の制度融資など、公的機関の融資制度を利用する方法、借入手続の相談に応じています。

☎商工振興課 商工振興係	042-558-1867	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
--------------	--------------	-----------------------------------

あきる野商工会	042-559-4511	午前9時～午後5時 (土曜・日曜日、祝日を除く)
---------	--------------	-----------------------------

**融資等を受ける際に必要となる証明書類の無料交付**

市民または市内事業者のうち、貸付や融資などの生活支援・経済対策を利用される方で、発行申請時にその旨を申し出た方に証明書類を無料で交付します。

○期間 令和2年4月23日受付分から当面の間

○無料とする証明書類 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書または非課税証明書、納税証明書

☎市民課市民窓口係	042-558-1111 (内2413・2414)	午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く)
-----------	------------------------------	-----------------------------------